（素案）

さっぽろ障がい者プラン 2024

2024 年度～2029 年度

札幌市

はじめに

札幌市では、2018 年に「さっぽろ障がい者プラン 2018」を策定し、障がいのある方もない方も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を基本理念として掲げ、障がい者施策の充実に向けた取組を進めてまいりました。

また、2022 年度に新たにスタートした「第２次札幌市まちづくり戦略ビジョン」では、「まちづくりの重要概念」のひとつとして、【ユニバーサル（共生）】が定められており、目指すべき都市像の実現に向けて、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなっていることが挙げられています。

一方、国においては、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する「ユニバーサル社会実現推進法」をはじめ、障がいのある方の社会参加の促進に向け、「障害者文化芸術活動推進法」や「読書バリアフリー法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、様々な環境整備が進められてきました。さらには、「障害者差別解消法」の改正などにより、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されるなど、従来にも増して、障がいのある方の権利擁護が図られています。

このような新たな方向性に対応する必要があることから、札幌市では、障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちとするため、2024 年を始期として今後６年間の障がい者施策を取りまとめた「さっぽろ障がい者プラン 2024」を策定いたしました。

本計画においては、障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現を基本理念とし、「あらゆる障壁をなくし社会参加できる環境づくり」、「身近な地域で安心して暮らすことができる環境づくり」、「生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり」、の３点を基本目標として、さらなる障がい者施策の充実に向けて、取組を進めてまいります。

最後に、計画の策定にあたり、多大な御尽力を賜りました札幌市障がい者施策推進審議会及び計画検討部会の委員の皆様をはじめ、さまざまな形で貴重な御意見や御提案をいただいた市民の皆様や関係機関・団体の皆様に心から感謝申し上げます。

2024 年（令和６年）３月
札幌市長　秋元　克広

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1

１　計画策定の趣旨 1
２　計画の位置付け 2
３　他計画との関連 3
４　計画期間 4
５　計画の策定体制 4

第２章　札幌市の現状と課題 7

１　障がい者手帳所持者数等 7
２　指定障害福祉サービス事業所数等 15
３　さっぽろ障がい者プラン 2018 の成果目標と進捗状況 18

第３章　計画の基本的な考え方 24

１　障がいの概念 24
２　基本理念と基本目標 27
３　重要課題と施策体系 28

第４章　障がい者施策の推進（障がい者計画等） 38

基本施策１　差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止 39
基本施策２　バリアフリー環境の整備 46
基本施策３　情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実 53
基本施策４　障がい等の理解促進 60
基本施策５　自立・相談の支援 66
基本施策６　保健・医療の推進 76
基本施策７　安全・安心の実現 83
基本施策８　療育・教育の充実 89
基本施策９　雇用・就労の促進 97
基本施策10　文化芸術・スポーツの振興 102

第５章　障がい福祉計画・障がい児福祉計画 108

１　障がい福祉計画・障がい児福祉計画について 108
２　障害福祉サービス等に関する成果目標 110
３　障害福祉サービス等の提供にあたって 123
４　障害福祉サービスのサービス量見込み 124
５　地域生活支援事業等のサービス量見込み 137

第６章　計画の推進に向けて 148

１　計画の推進体制 148
２　札幌市障がい者施策推進審議会 148
３　計画の進捗管理と評価・公表 149

資料編 150

１　さっぽろ障がい者プラン 2018 の取組状況 151
２　2022 年度（令和４年度）障がい児者実態等調査概要 156
３　札幌市障がい者施策推進審議会条例 158
４　札幌市障がい者施策推進審議会委員名簿 161
５　札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会委員名簿 162
６　パブリックコメント 163
７　用語集 165

【略称法令名】
○　障害者総合支援法…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
○　障害者差別解消法…障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
○　障害者虐待防止法
　…障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
○　障害者文化芸術活動推進法…障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律
○　読書バリアフリー法…視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
○　ユニバーサル社会実現推進法
　…ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律
○　障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法
　…障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
○　医療的ケア児支援法…医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

札幌市では、2003 年（平成 15 年）３月、障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目的として、障がいのある方の生活全般に関わる施策を体系化し、基本的な方向性を示した「札幌市障害者保健福祉計画」を策定しました。また、2007 年（平成 19 年）３月には、障がいのある方の地域生活への移行や就労支援を一層推進し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれるまちづくりを進めるために、「札幌市障がい福祉計画（第１期）」を策定しました。

2012 年（平成 24 年）３月、これらの計画を「さっぽろ障がい者プラン」として統合し、さらに、2016 年（平成 28 年）４月の「障害者差別解消法」、2017 年（平成 29 年）12 月の「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」、2018 年（平成 30 年）３月の「札幌市手話言語条例」などの施行や、国の第４次障害者基本計画等を踏まえ、2018 年（平成 30 年）３月に「さっぽろ障がい者プラン 2018」を策定し、計画に係る進捗管理や評価を一体的に行うことで、障がいのある方の実態やニーズに即した施策や取組を総合的かつ計画的に進めてまいりました。

一方、国においては、「さっぽろ障がい者プラン 2018」策定以降、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する「ユニバーサル社会実現推進法」をはじめ、障がいのある方の社会参加の促進に向け、「障害者文化芸術活動推進法」や「読書バリアフリー法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供を義務化する「障害者差別解消法」の改正などの大きな動きが見られました。

加えて、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画により、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う心のバリアフリーの普及啓発が進むとともに、障がいのある方が自らの望む生活が地域で営めるよう、生活や就労など多様化するニーズにきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための整備も進められるなど、障がいのある方を取り巻く環境は変化し続けています。

こうした背景を受けて、「さっぽろ障がい者プラン 2018（計画期間：2018～2023 年度）」の計画期間が終了することから、「さっぽろ障がい者プラン 2024（計画期間：2024～2029 年度）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

札幌市では、**障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちとするため**、本計画に掲げた基本理念にのっとり、障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現を目指し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2　計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」第 11 条第３項に基づく市町村障害者計画と、「障害者総合支援法」第 88 条第１項に基づく市町村障害福祉計画（児童福祉法第 33 条の 20 第１項に基づく市町村障害児福祉計画を含む。）、「障害者文化芸術推進法」第８条第１項に基づく地方公共団体障害者文化芸術活動推進計画、「読書バリアフリー法」第８条第１項に基づく地方公共団体読書バリアフリー推進計画を一体的に策定した計画であり、本市における障がい者施策全般に関する基本的な計画として位置付けられるものです。

さっぽろ障がい者プラン 2024

札幌市障がい者計画

市町村障害者計画

○ 障害者基本法第 11 条第３項に基づく計画
○ 市町村における障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係分野に関する事項を規定　法的義務

札幌市障がい福祉計画　（第７期）
札幌市障がい児福祉計画（第３期）

市町村障害福祉計画

○ 障害者総合支援法第 88 条第１項に基づく計画
○ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量等を規定　法的義務

市町村障害児福祉計画

○ 児童福祉法第 33 条の 20 第１項に基づく計画
○ 障害児通所支援や障害児相談支援等の提供体制の確保に係る目標や見込量を規定　法的義務

札幌市障害者文化芸術活動推進計画

地方公共団体
障害者文化芸術活動推進計画

○ 障害者文化芸術推進法（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）第８条第１項に基づく計画
○ 地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進を図るため、関係分野に関する事項を規定　努力義務

札幌市読書バリアフリー推進計画

地方公共団体
読書バリアフリー推進計画

○ 読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）第８条第１項に基づく計画
○ 地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進を図るため、関係分野に関する事項を規定　努力義務

3　他計画との関連

本計画は、札幌市のまちづくりの指針である「第２次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画に位置付けられるとともに、「札幌市地域福祉社会計画 2024」や「札幌市高齢者支援計画 2024」をはじめ、関連する計画との整合性を持ちつつ、ＳＤＧｓの視点も意識したものとします。

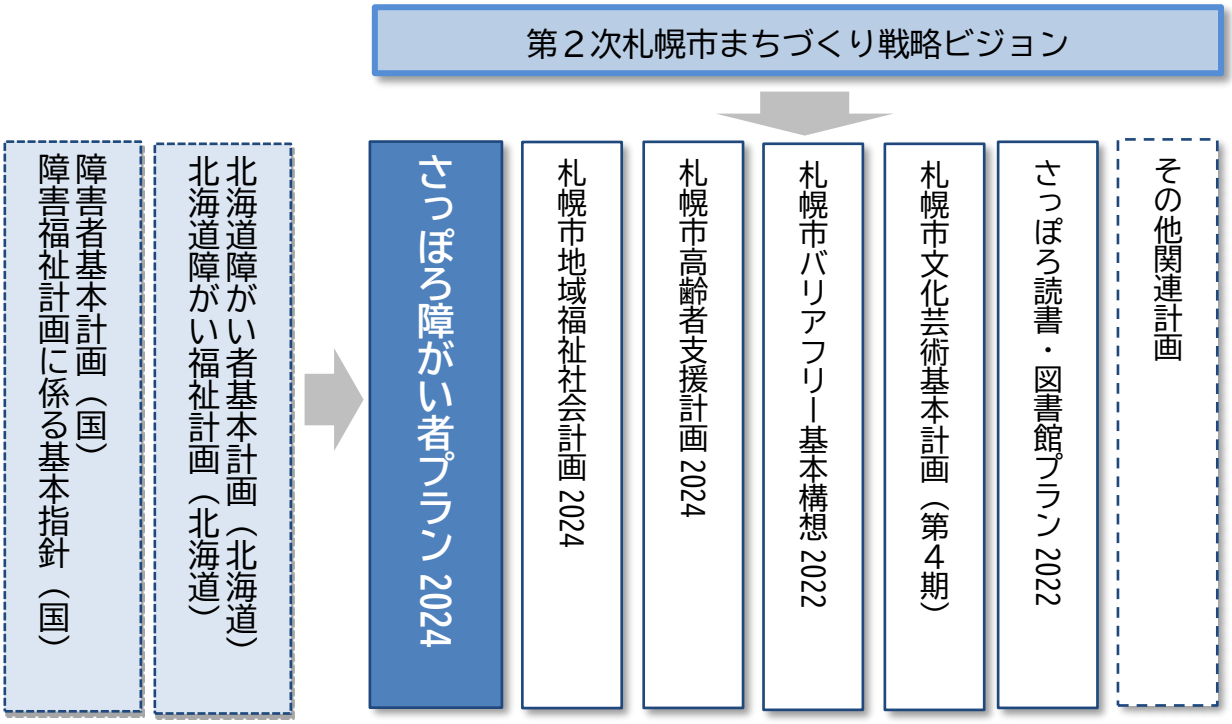

※ ＳＤＧｓ
「誰一人取り残さない社会の実現」を基本理念に、「持続可能な開発目標」として国際連合で決まった全世界共通の 17 個の目標。

4　計画期間

本計画の期間は 2024 年度（令和６年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの６年間とします。

ただし、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく「札幌市障がい福祉計画（第７期）」「札幌市障がい児福祉計画（第３期）」に関する部分については、2026 年度（令和８年度）までを計画期間とし、計画の目標やサービス見込み量等を設定します。

2027 年度（令和９年度）以降は、次期障がい（児）福祉計画において、定めていくこととします。

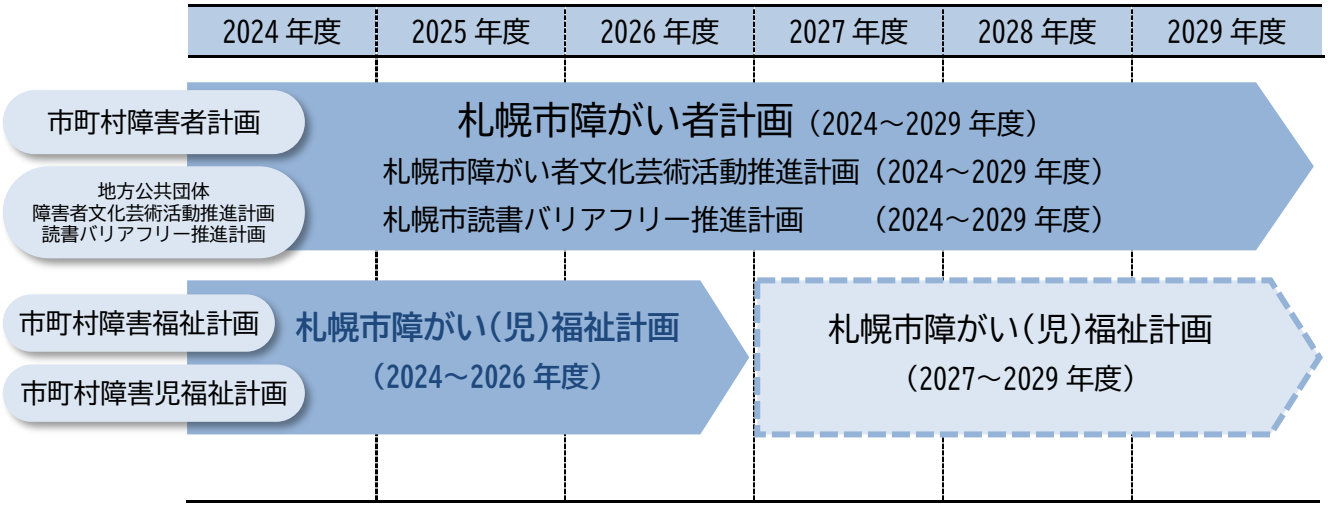

5　計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、多様な立場の方に計画案作成に関わっていただくため、障がい者施策の計画を審議する会議である「札幌市障がい者施策推進審議会」の下に「計画検討部会」を設置し、「札幌市自立支援協議会」や「札幌市精神保健福祉審議会」などの附属機関等の会議や障がい当事者団体の方に御参加いただき、地域の実情や課題等も踏まえた審議を行いました。

また、庁内においては、「保健福祉施策総合推進本部」により、関係部局との協議を行いました。

■計画の策定体制図

札幌市障がい者施策推進審議会

「障害者基本法」の規定に基づき、「札幌市障がい者施策推進審議会条例」で定めて設置する札幌市の障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進につき調査審議する附属機関

多様な立場の方に計画案作成に関わっていただくため
他の附属機関等の会議や障がい当時者団体の方も参加する「計画検討部会」を設置

計画検討部会

改定方針、取組、成果目標
サービス見込み量等を審議

委員数…13 名

札幌市自立支援協議会

地域の障がい福祉に関する
システムづくりについて中核的な
役割を果たす協議を行う。

札幌市精神保健福祉審議会

精神保健及び精神障がい者の
福祉に関する事項について
調査・審議を行う。

障がい児者実態等調査 ⇔ **パブリックコメント**

障がい当事者を含む市民の意見を取り入れることを目的として
アンケート調査や障がい当事者団体等のヒアリングによる実態調査のほか
パブリックコメントを実施

コラム①～当事者の声～

皆様、こんにちは。私は ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の、大平まゆみと申します。

５年程前に喉の異常に気づき、13 もの医療機関をまわった９ヶ月後に ALS と診断されました。22 年間近く務めてきました札幌交響楽団のコンサートマスターを辞職することになります。その１年後には気管切開の手術をして呼吸器を着用しました。

現在は、幸せに在宅療養をしています。それまで何でも自分一人でやってきた私がたくさんの方々のお世話になることに戸惑いはありましたが、今はありがたくケアを受けています。24 時間ヘルパーさんの介護を受け、毎日鍼治療とリハビリを受け、週３回の訪問看護と２回の訪問入浴、月２回の訪問診療と本当に恵まれています。

お正月に、素晴らしい映画をテレビで見ました。「桜色の風が咲く」というタイトルで、全盲で聴覚も失った少年のお話です。９歳で全盲となり、18 歳で音のない世界に突き落とされた青年が、お母様の考案された指点字という方法でコミュニケーションを取っていきます。現在、東京大学の教授となっていらっしゃるこの青年は、福島智先生とおっしゃいます。人間の可能性は無限ですね。

音楽家でも大変な困難を克服した人がいます。ベートーヴェンです。20 代で持病の難聴がひどくなり、28 才で最高度難聴者となります。そして 40 才の時には完全に聴覚を失ってしまいました。その後に交響曲第９番を作曲したのでした。奇跡ですね。世界中の人々が知っている、あの「喜びの歌」を書いています。生きる喜びの歌を。

孤独と闘い、悩み、絶望感に苛まれて自殺未遂を繰り返し、それでも生きたベートーヴェンは、どれだけ多くの人達に生きる力と勇気を与えたことでしょう。200 年以上経った現在も世界中で演奏され、歌われ続けているのです。なんて素晴らしいことでしょう。人間の可能性は無限ですね。

現在活躍されているピアニスト、辻井伸行さんも全盲でいらっしゃいます。信じられないような速さと正確さで鍵盤の上を舞う指は、まるで奇跡を見ているようです。人間の可能性は無限ですね。

私もまさか全身不随になるとは予測がつきませんでした。日本という国、札幌という街に感謝しつつその恩恵を受けています。障がいを乗り越えた方々からたくさんのパワーと勇気をいただいて、楽しく暮らしています。だって人間の可能性は無限ですもの。

大平　まゆみ

仙台市出身。東京芸術大学附属音楽高等学校卒業、同大学入学３ヶ月後にアメリカ、サンフランシスコ音楽院に招待留学。 在学中、コールマン室内楽コンクール第１位、タングルウッド音楽祭では最優秀ヴァイオリニストとしてシルバースタイン賞を受賞。卒業後、同音楽院、スタンフォード大学の講師となる。世界各地で公演、ソロ活動も続ける。
パサディナ室内管弦楽団コンサートマスター、シラキュース交響楽団准コンサートマスター、バンクーバー交響楽団首席第２ヴァイオリン、東京交響楽団アシスタントコンサートマスター、読売日本交響楽団をはじめ数々のオーケストラのゲストコンサートマスターを経て、1998 年に札幌交響楽団のコンサートマスターに就任。2019 年 11 月、ALS の診断を受け札幌交響楽団を退団。21 年 8 ヶ月に渡り札幌交響楽団のコンサートマスターを務めた。現在は豊かな想像力を活かし、ボイスター（音声合成機）でラジオ番組やサウンドエッセイを発信。

第２章　札幌市の現状と課題

１　障がい者手帳所持者数等

（１）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

札幌市発行の各種障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数の合計は、2022 年度（令和４年度）末時点で約 13 万５千人（札幌市の人口の約７％）、2019 年度（令和元年度）から約３千人増えています。

【資料：各年度末時点】

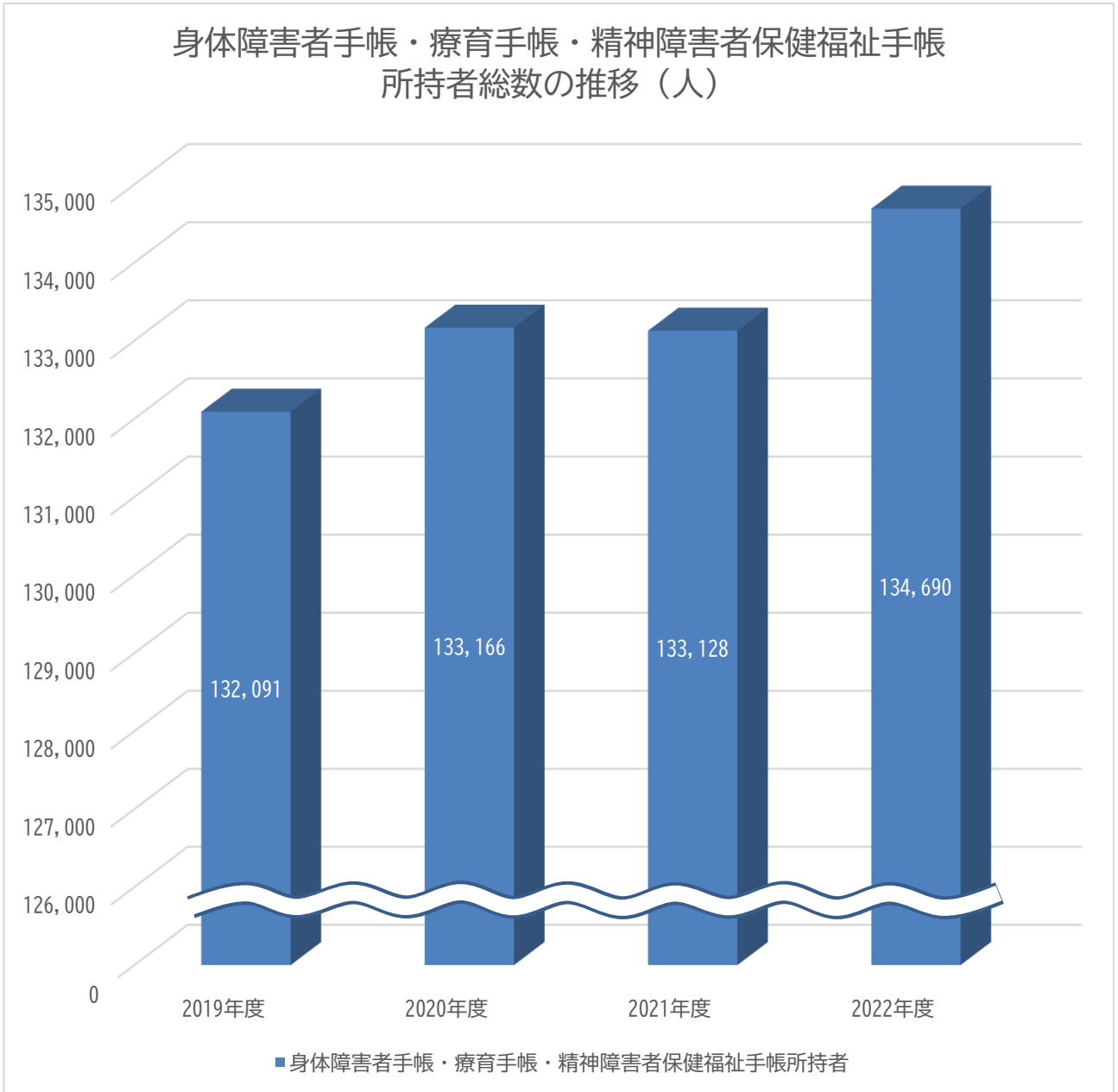

（２）身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあり、2022 年度（令和４年度）末時点で約８万１千人と 2019 年度（令和元年度）から約２千人減少しています。

身体障害者手帳所持者について、年齢別では 65 歳以上の手帳所持者数が全体の約７割を占めており、障がい状況別では肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。

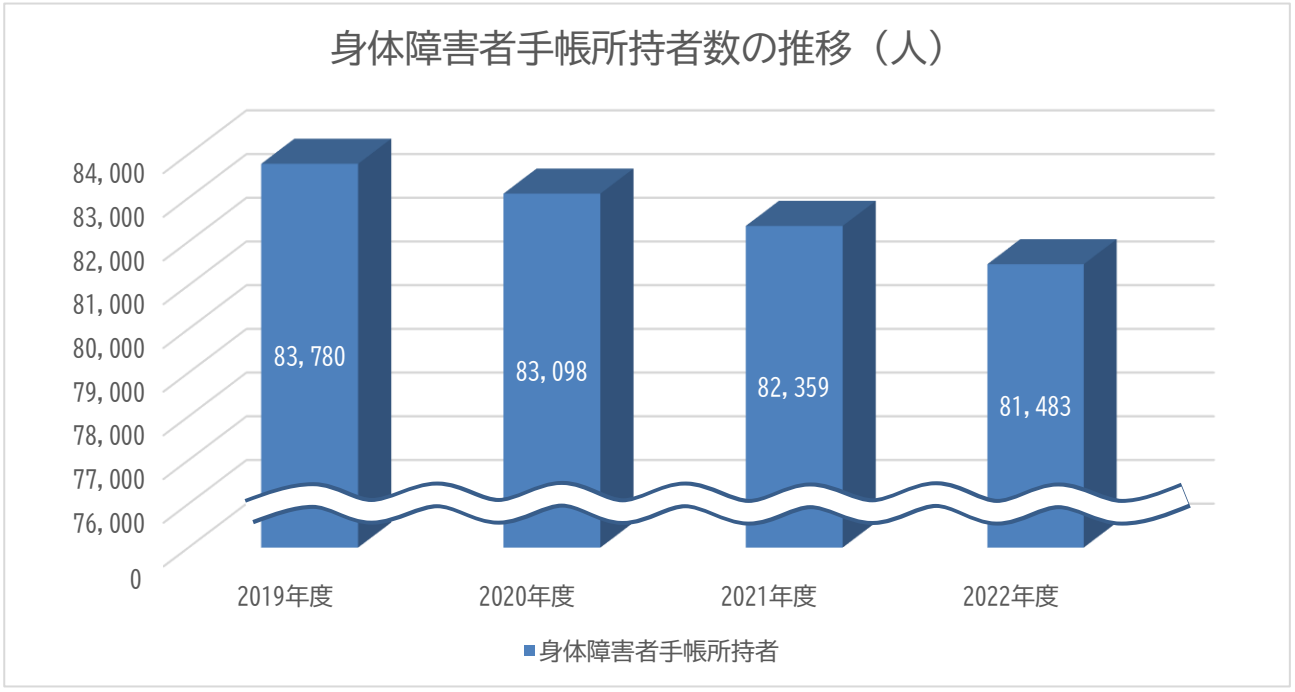

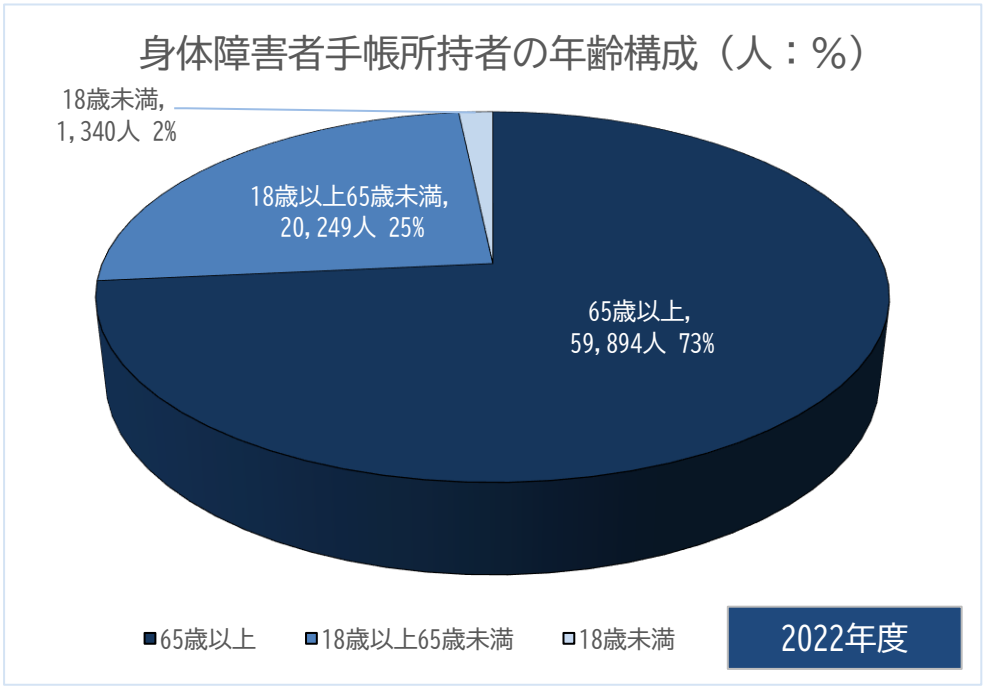

身体障害者手帳所持者の障がい状況別割合（人：%）

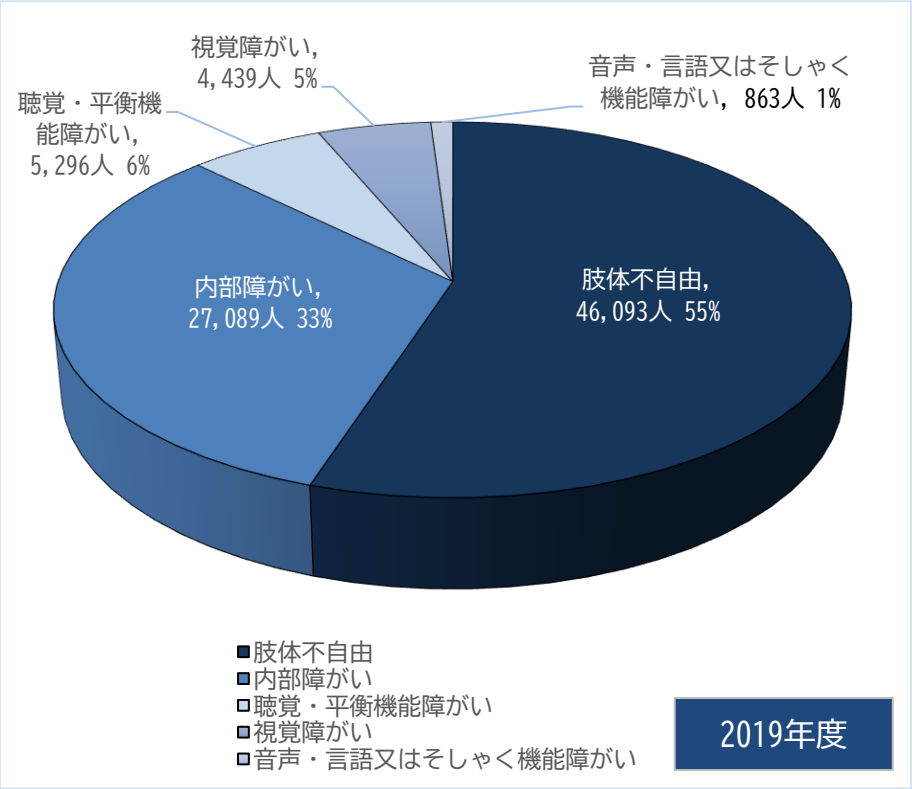

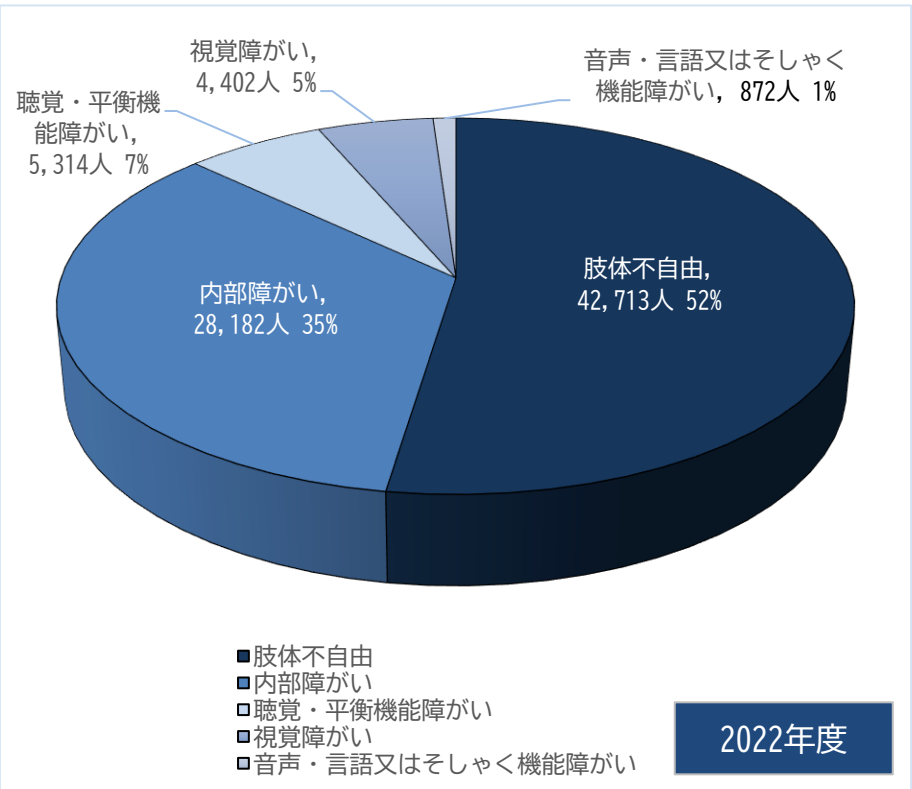

（３）療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者については、2022 年度（令和４年度）末時点で約２万１千人と 2019 年度（令和元年度）から約２千人増えており、特にＢ－（軽度）の手帳所持者数が増えています。

療育手帳所持者数の増加は、相談支援機関の充実に加えて、以前に比べて知的障がいに対する社会の理解や当事者自身の認識が進んできたこと、様々な助成・支援制度の普及などが要因として考えられます。

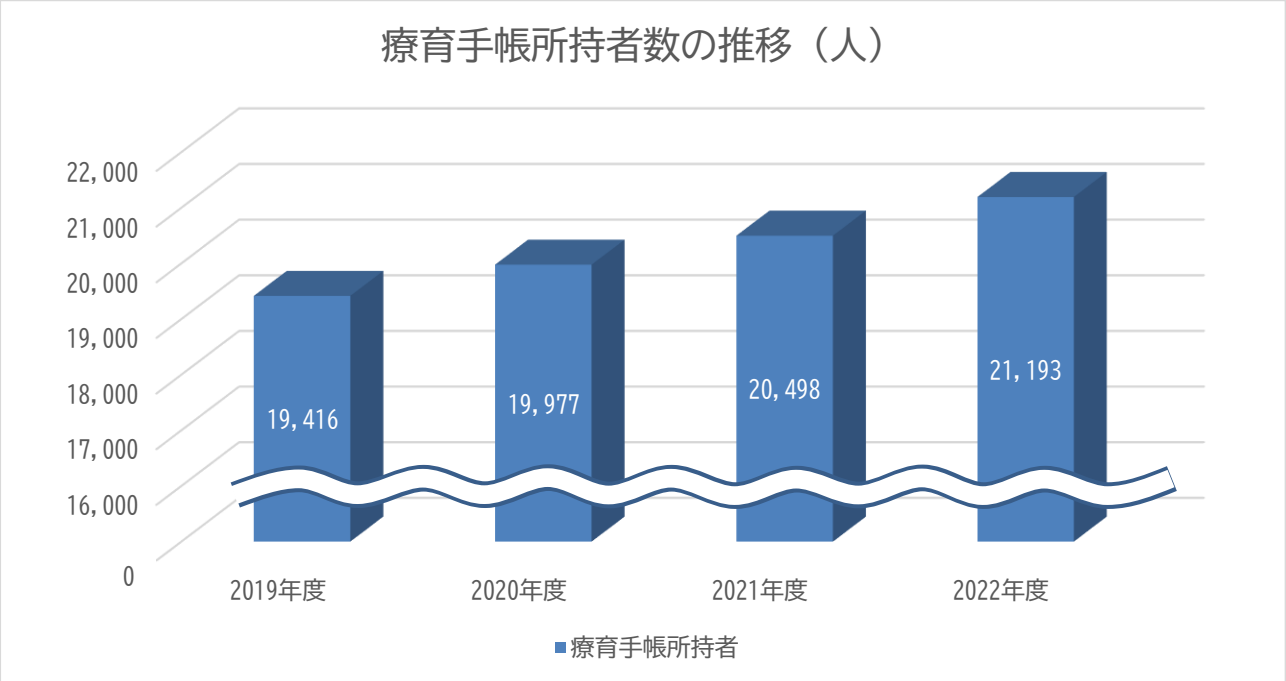

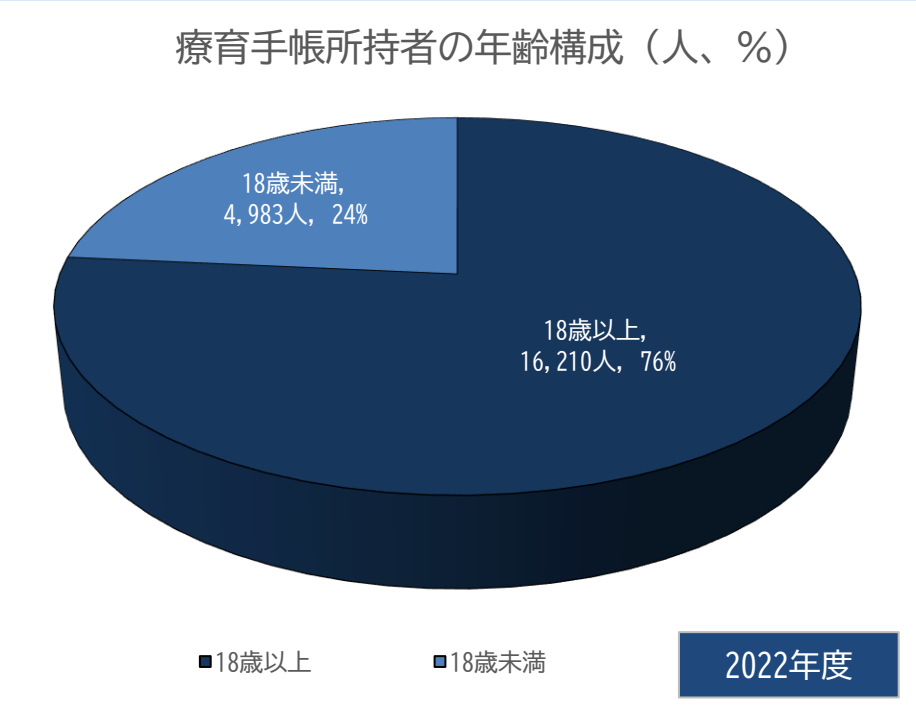

療育手帳所持者の障がい程度別割合（人：%）

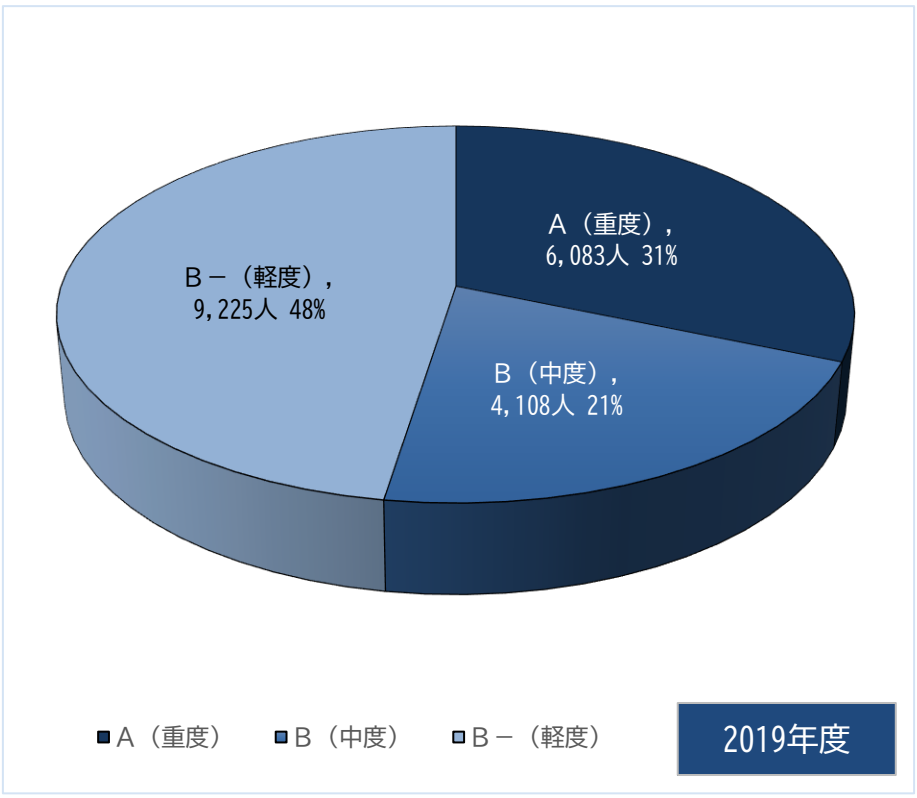

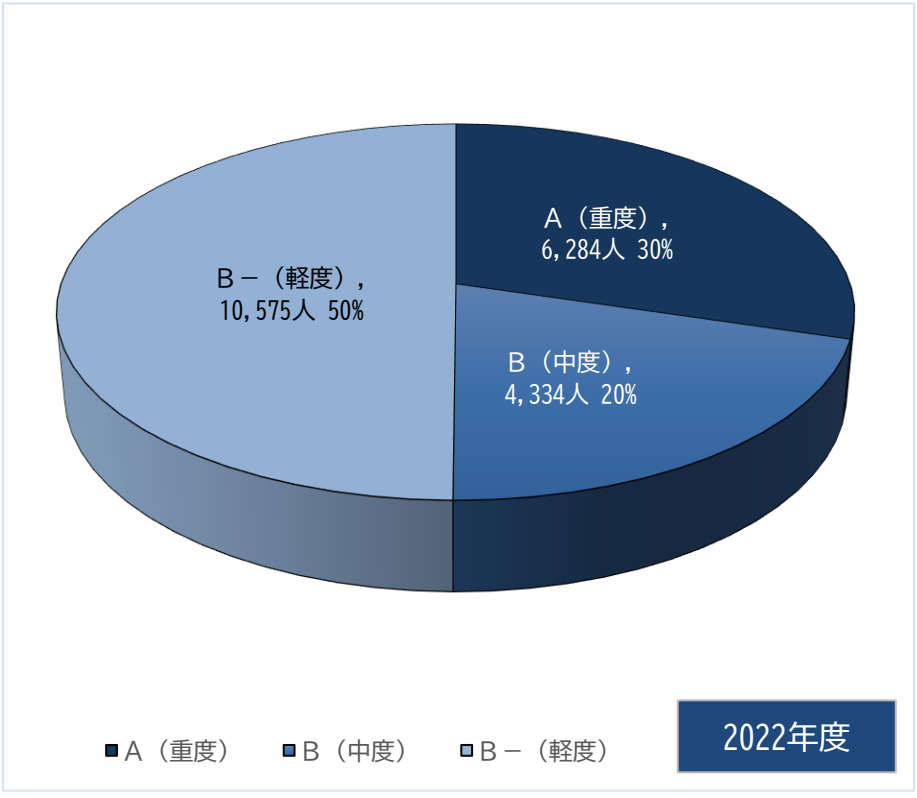

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者については、2019 年度と 2022 年度を比較すると３千人以上増加していることがわかります。障がい程度では特に３級が増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加は、相談支援機関の充実に加えて、以前に比べて精神障がいに対する社会の理解や当事者自身の認識が進んできたこと、様々な助成・支援制度の普及などが要因として考えられます。

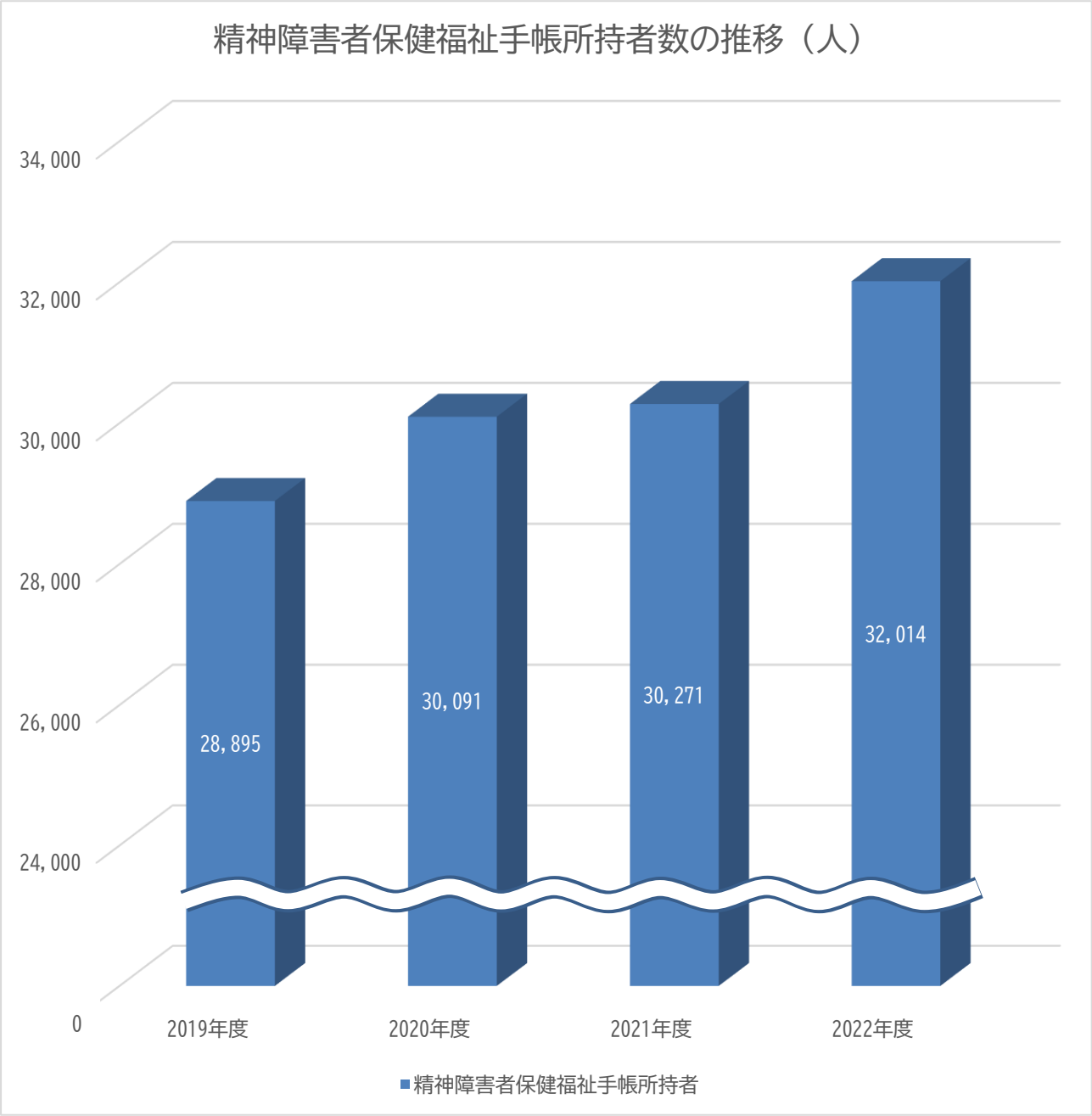

精神障害者保健福祉手帳所持者の障がい程度別割合（人：%）

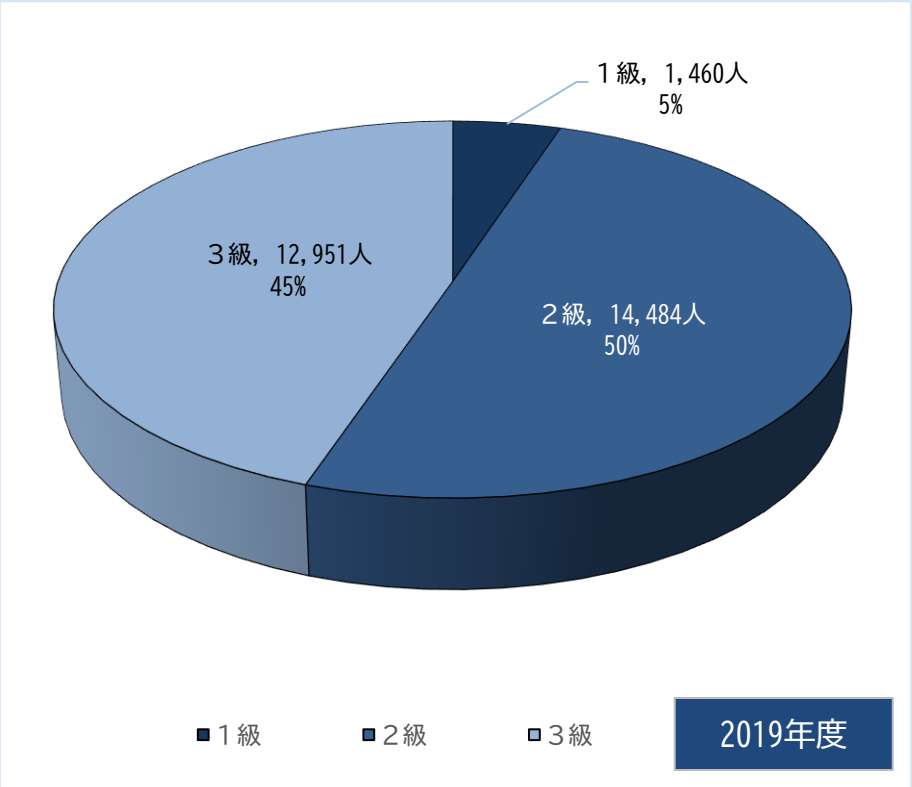

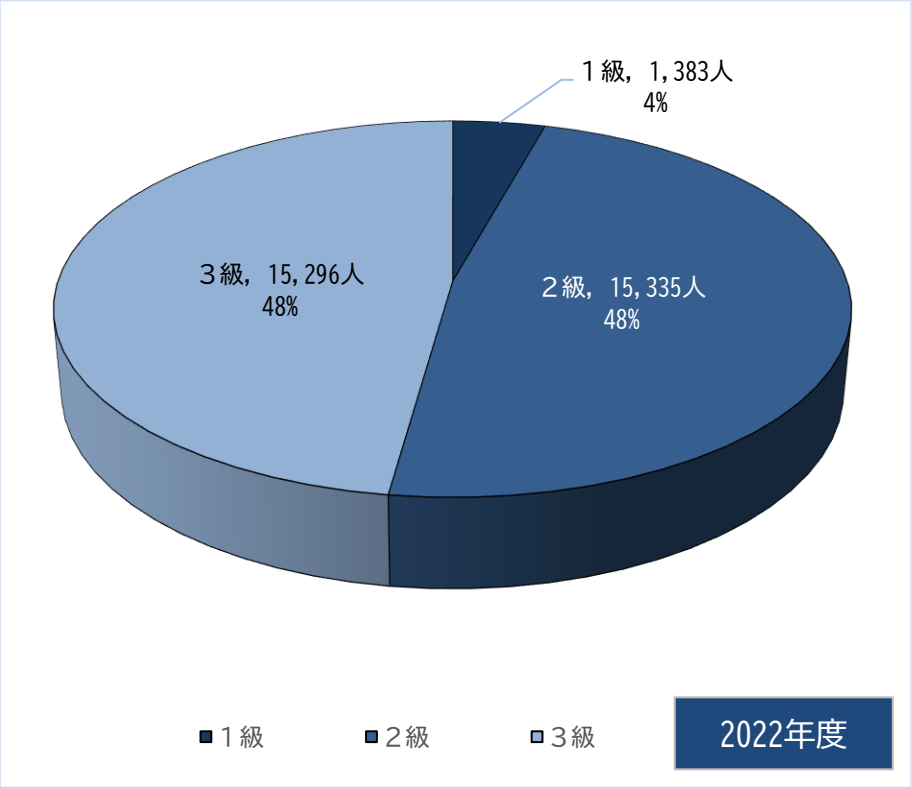

（５）特定医療費（指定難病）受給者証所持者の状況

2013 年（平成 25 年）４月に施行された「障害者総合支援法」により、障がいのある方の範囲が拡大され、難病患者も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

2023 年（令和５年）４月１日現在、366 疾病が障害福祉サービス等の対象に、338 疾病が医療費助成の対象となっています。

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は増加傾向にあり、2022 年度（令和４年度）末時点で約２万４千人と 2019 年度（令和元年度）から２千人以上増えています。

2　指定障害福祉サービス事業所数等

各種障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数の増加に伴う各種障害福祉サービスの需要の増大などにより、指定障害福祉サービス事業所数や定員はいずれの種類においても増加傾向にあります。

種類別で見ると、「就労継続支援（Ｂ型）」や「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」において顕著な増加が見られます。

今後も本市における障害福祉サービス事業所数の増加傾向は継続すると考えられることから、引き続き、障害福祉サービスの質の向上を図るための取組や事業所支援の取組が求められます。

（１）訪問系サービス

	2021 年	2022 年	2023 年
居宅介護	541	553	575
重度訪問介護	509	515	536
重度障害者等包括支援	1	1	1
行動援護	122	128	128
同行援護	214	218	212
（参考）移動支援	414	428	448

※　各年４月１日現在

（２）日中活動系サービス

		2021 年	2022 年	2023 年
療養介護	事業所数	4	4	4
	定員	506	506	506
生活介護	事業所数	174	186	196
	定員	4,599	4,872	5,096
自立訓練（機能訓練）	事業所数	10	9	8
	定員	195	175	155

		2021 年	2022 年	2023 年
自立訓練（生活訓練）	事業所数	34	33	33
	定員	426	420	413
宿泊型自立訓練	事業所数	7	7	7
	定員	109	109	109
就労移行支援	事業所数	76	75	73
	定員	951	957	971
就労継続支援（Ａ型）	事業所数	116	122	125
	定員	2,076	2,165	2,182
就労継続支援（Ｂ型）	事業所数	432	488	528
	定員	8,516	9,797	10,658
就労定着支援	事業所数	43	43	45
短期入所	事業所数	117	140	142
	定員	354	392	447

※　各年４月１日現在

（３）居住系サービス

		2021 年	2022 年	2023 年
自立生活援助	事業所数	3	7	9
共同生活援助	事業所数	287	323	337
	定員	4,728	5,326	5,860
施設入所支援	事業所数	30	30	30
	定員	1,431	1,431	1,431

※　各年４月１日現在

（４）相談系サービス

		2021 年	2022 年	2023 年
計画相談支援	事業所数	142	151	169
地域移行支援	事業所数	83	91	97
地域定着支援	事業所数	82	90	95
障害児相談支援事業	事業所数	106	113	131

※　各年４月１日現在

（５）障害児通所支援サービス

		2021 年	2022 年	2023 年
児童発達支援	事業所数	473	511	547
	定員	5, 179	5, 539	6, 023
児童発達支援センター（旧福祉型）	事業所数	7	7	7
	定員	215	219	215
児童発達支援センター（旧医療型）	事業所数	3	3	3
	定員	100	100	100
放課後等デイサービス	事業所数	547	585	631
	定員	5, 938	6, 297	6, 885
保育所等訪問支援	事業所数	39	44	48
居宅訪問型児童発達支援	事業所数	8	8	9

※　各年４月１日現在

３　さっぽろ障がい者プラン 2018 の成果目標と進捗状況

さっぽろ障がい者プラン 2018 では、計画期間の 2018 年度（平成 30 年度）から 2023 年度（令和５年度）において、障がい者計画として横断的分野と施策分野の計 10 施策を展開して取り組んできました（重点取組の詳細は資料編）。一部改訂により、2021 年度（令和３年度）から 2023 年度（令和５年度）において設定した、札幌市障がい福祉計画（第６期）及び札幌市障がい児福祉計画（第２期）の成果目標に関する進捗状況を振り返ります。

（１）成果目標１　入所施設の入所者の地域生活への移行

①　施設入所者の地域生活への移行者数

2020 年３月 31 日の施設入所者 2,009 人のうち、2023 年度末（2024 年３月末）において 60 人（３%）以上の方が地域生活に移行することを目指しました。

2021 年度末（2022 年３月末）時点で 36 人（1.8%）の方が地域生活に移行しており、概ね計画どおりに進んでいます。

当初値（施設入所者数）	目標値（移行者数）	実績値（移行者数）	進捗率
2,009 人	60 人（３%）	36 人（1.8%） （2022 年３月末）	60.0%

②　施設入所者数の減少

2023 年度末の施設入所者を、2020 年３月 31 日時点の施設入所者数 2,009 人から 110 人（約 5.5%）以上減少することを目指しました。

2022 年度末（2023 年３月末）時点で、施設入所者数が 89 人（4.4%）減少しており、概ね計画どおりに進んでいます。

当初値（施設入所者数）	目標値（減少数）	実績値	進捗率
2,009 人	110 人（5.5%）	89 人（4.4%） （2023 年３月末）	80.9%

（２）成果目標２　地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

2023 年度末までの間、１か所以上の地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証、検討することを目指しました。

2022 年度末（2023 年３月末）時点で、地域生活支援拠点等を確保するとともに、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証、検討しており、計画どおりに進めています。

目標	実績
１か所以上の地域生活支援拠点等の確保	確保 （2022 年度）
年１回以上の運用状況の検証	検証 （2022 年度）

（３）成果目標３　福祉施設から一般就労への移行

①　就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

2023 年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を、2019 年度の移行実績 621 人の 1.11 倍（680 人）以上とすることを目指しました。

2022 年度末（2023 年３月末）時点で 638 人（1.03%）の方が一般就労に移行しておりますが、引き続き、計画の達成に向けて努める必要があります。

当初値（移行実績）	目標値（移行実績）	実績値（移行実績）	移行実績比
621 人 （2019 年度）	680 人（1.11 倍） （2023 年度）	638 人 （2022 年度）	1.03 倍 （2022 年度）

②　就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行者

2023 年度において、就労移行支援の利用者のうち一般就労への移行者数を、2019 年度の移行実績 424 人の 1.01 倍（430 人）以上とすることを目指しました。

2022 年度末（2023 年３月末）時点で 405 人（0.96%）の方が一般就労に移行しておりますが、減少傾向のため、引き続き、計画の達成に向けて努める必要があります。

当初値（移行実績）	目標値（移行実績）	実績値（移行実績）	移行実績比
424 人 （2019 年度）	430 人（1.01 倍） （2023 年度）	405 人 （2022 年度）	0.96 倍 （2022 年度）

③　就労継続支援Ａ型利用者の一般就労への移行者

2023 年度において、就労継続支援Ａ型の利用者のうち一般就労への移行者数を、2019 年度の移行実績 87 人の 1.15 倍（100 人）以上とすることを目指しました。

2022 年度末（2023 年３月末）時点で 107 人（1.23%）の方が一般就労に移行しており、計画の達成に向けて順調に進んでいます。

当初値（移行実績）	目標値（移行実績）	実績値（移行実績）	移行実績比
87 人 （2019 年度）	100 人（1.15 倍） （2023 年度）	107 人 （2022 年度）	1.23 倍 （2022 年度）

④　就労継続支援Ｂ型利用者の一般就労への移行者

2023 年度において、就労継続支援Ｂ型の利用者のうち一般就労への移行者数を、2019 年度の移行実績 110 人の 1.36 倍（150 人）以上とすることを目指しました。

2022 年度末（2023 年３月末）時点で 126 人（1.15%）の方が一般就労に移行しておりますが、引き続き、計画の達成に向けて努める必要があります。

当初値（移行実績）	目標値（移行実績）	実績値（移行実績）	移行実績比
110 人 （2019 年度）	150 人（1.36 倍） （2023 年度）	126 人 （2022 年度）	1.15 倍 （2022 年度）

⑤　就労定着支援事業の利用者数

2023 年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する方のうち、７割が就労定着支援事業を利用することを目指しました。

2022 年度末（2023 年３月末）時点で、就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する方のうち、41.2%の方が就労定着支援事業を利用しておりますが、引き続き、計画の達成に向けて努める必要があります。

項目	目標値	実績値
就労定着支援事業の利用者数（利用割合）	70%	41.2% （2022 年度）

（４）成果目標４　医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援

2023 年度末までに医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等に関するコーディネート機能の構築を目指しました。

2022 年度末（2023 年３月末）時点で、医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等に関するコーディネート機能を構築しており、より充実した機能となるよう取組を推進しています。

目標	実績
コーディネート機能の構築	構築中 （2022 年度）

（５）成果目標５　障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の推進

2023 年度末までに、本市における障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組の推進を目指しました。

2022 年度末（2023 年３月末）時点で、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制の確保や事業所支援の取組を推進しており、計画どおりに進めています。

目標	実績
実施体制の確保	推進中 （2022 年度）
事業所支援の取組の推進	推進中 （2022 年度）

（６）成果目標６　障がいのある方に対する理解促進

2023 年度末までに、「障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある方の割合」と「障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合」を 60%とすることを目指しました。

2022 年度末（2023 年３月末）時点で目標未達のため、引き続き、計画の達成に向けて努める必要があります。

項目	目標値	実績値
障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある方の割合	60%	47.1% （2022 年度）
障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合	60%	31.2% （2022 年度）

障がいのある子どもも含め、障がいのある方が、安心して地域生活を送るためには、障害福祉サービス等のさらなる質の向上のほか、より一層の障がいのある方に対する理解促進などが必要であり、一般就労を行う際の土壌にもなります。

こうしたことから、継続した取組も含め、今後も、これらを課題として取り組んでいく必要があります。

コラム②～当事者の声～

生後８カ月のころ、視覚障がい弱視であることが発覚しました。小学３年生の春に視覚支援学校に転校しました。高校は地域の学校に入学し、卒業後は進学費用を貯めるために障がい者雇用で働きました。その後、進学先の大学で教員免許を取得し、卒業と同時に小さいころからの夢であった特別支援学校の教員になりました。10 年以上、障がいがある子どもたちと教育現場で一緒に過ごしました。現在は、障がい当事者として感じてきたことと、支援学校で培った知識や経験を活かし、社会に心のバリアフリーを広める活動をしています。2023 年に一般社団法人日本心のバリアフリー協会を設立しました。講演会を通して団体や地方自治体、学校に向けて障がいを含むマイノリティへの理解啓発と、障がい者や高齢者雇用に取り組む企業と就労支援事業所のサポートに力を入れています。また、各 SNS による発信やイベントを開催することで、誰もが気軽に心のバリアフリーをすすめられる機会をお届けしています。

「障がい者」といっても、障がい種や特性、得手不得手、性格など、個人で異なります。より多くの方が快適に過ごせる空間は目指せますが、誰もが不自由さを完全に感じない物理的な環境を整備することはできません。それらをカバーできる一番の支えが、周囲の方たちの障がいへの理解や知ろうとする気持ちです。障がい当事者として生活を送る中で、家庭や学校、地域、職場、公共施設等のどの場面においても、周囲の人たちの心のバリアフリーに触れることで不自由さに伴う困難さが和らぐ経験をしてきました。

社会には、障がいに限らず、年齢や性別、病気、国籍など、様々な事情を抱えている方がいます。障がいへの理解がすすみ障がい当事者が生き生きと過ごせる社会は、様々な立場の方も受け止められるようになります。相手の事情を受け止められる社会は、自分も受け止められることに繋がります。障がいがある方もない方もそれぞれの境遇を認め合い、優しい気持ちで共に過ごせる社会の実現には、一人一人の心のバリアフリー化が必要不可欠です。

障がいを含むマイノリティについて知る機会や当事者の方と関わることで、偏ったイメージや誤解、不安が低減され、心のバリアフリー化はすすみます。「さっぽろ障がい者プラン 2024」の取り組みにも、重要課題の一つとして盛り込まれています。一人でも多くの方が、心のバリアフリーをすすめられるきっかけになればと期待しています。

杉本　梢
・一般社団法人日本心のバリアフリー協会代表理事
・視覚障害者（特注のコンタクトをして視力 0.09 の弱視）
・元特別支援学校の国語教員
・発達障害コミュニケーション指導者認定済み
・札幌市社会福祉協議会登録当事者講師
・北海道福祉教育アドバイザー
・障がい者雇用サポーター

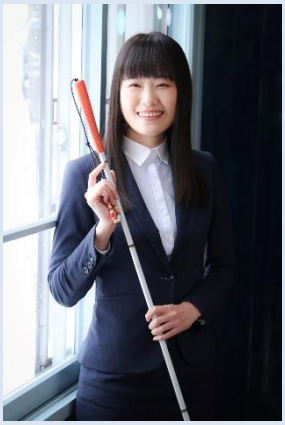

第３章　計画の基本的な考え方

１　障がいの概念

2011 年（平成 23 年）の改正「障害者基本法」において、「障害者」の定義は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされました。

これにより、難病等に起因する障がいなど必ずしもそのまま身体障がい、知的障がい、精神障がいのいずれかの類型に当てはまらないものについても、「障がい」に含まれることが明確化されています。また、障がいのある方が日常生活及び社会生活において受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるという考え方の下、障がいのある方の定義に「社会モデル」の視点が盛り込まれています。

したがって、本計画における「障がい」や「障がいのある方」についても、改正障害者基本法の定義を踏まえたものとします。

～「障害」の表記について～

札幌市では、障害の「害」の文字は、漢字の「害」という言葉に否定的な印象があるため、原則としてひらがなで表記しています。ただし、「障害者基本法」や「身体障害者手帳」といった、法律などで定められた用語については、漢字をそのまま使用しています。

≪基本理念・基本目標・重要課題≫

基本理念

障がいのある方もない方も
誰もが互いにその個性や能力を認め合い、
共生する社会の実現

基本目標

基本目標Ⅲ　生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり

基本目標Ⅱ　身近な地域で安心して暮らすことができる環境づくり

基本目標Ⅰ　あらゆる障壁をなくし社会参加できる環境づくり

重要課題

重要課題１

バリアフリー環境の整備と心のバリアフリーの普及啓発

重要課題２

感染症拡大や災害発生時なども見据えた孤独・孤立対策

重要課題３

持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現

≪施策体系≫

基本理念	基本目標	基本施策	施策の柱
障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現	Ⅰ あらゆる障壁をなくし社会参加できる環境づくり	1　差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止	①　障がいを理由とする差別解消 ②　合理的配慮の提供　など 重要課題２・３
		2　バリアフリー環境の整備	①　建築物のバリアフリー ②　移動のバリアフリー　など 重要課題１・３
		3　情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実	①　障がい特性に応じたコミュニケーション支援 ②　障がいに配慮した市政情報の提供　など 重要課題２・３
		4　障がい等の理解促進	①　普及啓発、福祉教育の推進 ②　社会貢献活動への支援　など 重要課題１・３
	Ⅱ 身近な地域で安心して暮らすことができる環境づくり	5　自立・相談の支援	①　ニーズに対応した支援体制 ②　障害福祉サービス提供基盤の整備　など 重要課題２・３
		6　保健・医療の推進	①　障がいの原因となる疾病予防 ②　難病に関する施策の推進　など 重要課題２・３
		7　安全・安心の実現	①　災害時等の要配慮者対応 ②　地域における見守り活動　など 重要課題２・３
	Ⅲ 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり	8　療育・教育の充実	①　療育の充実 ②　学校教育の充実　など 重要課題１・３
		9　雇用・就労の促進	①　雇用機会の拡充 ②　一般就労の推進　など 重要課題１・３
		10　文化芸術・スポーツの振興	①　文化芸術活動の推進 ②　障がい者スポーツの振興　など 重要課題１・３

2　基本理念と基本目標

札幌市では、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」を目指すべき都市像に掲げ、年齢や性別、国籍、民族、障がいの有無などにかかわらず、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持ち、安心して暮らすことができる、格差のない共生社会の実現を目指して様々な取組を行ってきました。

2022 年度（令和４年度）に新たにスタートした「第２次札幌市まちづくり戦略ビジョン」においては、新たに目指すべき都市像として「「ひと」「ゆき」「みどり」の織りなす輝きが、豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ」を掲げ、国内外から活力を呼び込み、人口減少などの成熟社会における課題を一早く解決する拠点として、世界をリードし、持続可能で、多様性と包摂性のある世界都市を目指しています。

さらに、目指すべき都市像の実現に向けて、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなっていること【ユニバーサル（共生）】、誰もが生涯健康で、学び、自分らしく活躍できていること【ウェルネス（健康）】、誰もが先端技術などにより快適に暮らし、新たな価値の創出に挑戦できること【スマート（快適・先端）】を「まちづくりの重要概念」として定め、まちづくりにおける諸課題について、分野横断的に統合的な課題解決が図られるよう進めることとしています。

さっぽろ障がい者プラン 2024 は、国の「第５次障害者基本計画」やプランの上位計画である「第２次札幌市まちづくり戦略ビジョン」を踏まえ、特に関係が深い「ユニバーサル（共生）」の視点から基本理念と基本目標を設定いたしました。

障がいのある方もない方も
誰もが互いにその個性や能力を認め合い、
共生する社会の実現

基本理念としては、「障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現」を掲げるとともに、多様性と包摂性があり、格差なく均等に機会が得られる社会の実現を目指して、移動環境や建物等のバリアフリー化や心のバリアフリーなどを進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていくため、基本目標Ⅰを「あらゆる障壁をなくし社会参加できる環境づくり」、基本目標Ⅱを「身近な地域で安心して暮らすことができる環境づくり」、基本目標Ⅲを「生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり」としました。

これらの環境整備を通して、誰もが多様性を尊重し、互いに手を携え、心豊かにつながるとともに、支える人と支えられる人という一方向の関係性を超え、双方向に支え合う共生社会の実現を目指します。

３　重要課題と施策体系

国が定める「第５次障害者基本計画」は、2023 年度（令和５年度）から 2027 年度（令和９年度）までの５年間を計画期間としています。第２次計画の期間では、2011 年度（平成 23 年度）に改正「障害者基本法」、2012 年度（平成 24 年度）に「障害者総合支援法」が成立しており、第３次計画の期間では、2013 年度（平成 25 年度）に「障害者差別解消法」が成立したほか、「障害者権利条約」を批准するなど、障害のある人の権利利益が保障され、第４次計画においては、「障害者権利条約」を批准した後に初めて策定された計画であることから、条約の理念を随所に反映するなど整合性の確保が図られました。

第５次計画においては、2022 年度（令和４年度）に成立した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえた社会的障壁の除去に向けた環境の整備など、これまでの取組や流れを踏まえ、国民誰もが相互に尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、障がいのある方の自立と社会参加を支援する施策等の一層の推進が図られています。

第５次障害者基本計画

【基本理念】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

【基本原則】

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

【各分野に共通する横断的視点】

○　条約の理念の尊重及び整合性の確保
○　共生社会の実現に資する取組の推進
○　当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
○　障害特性等に配慮したきめ細かい支援
○　障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
○　ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

本計画の基本理念である「障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現」に向けて、障がい当事者団体やユニバーサル推進に係る庁内関係部局、その他の様々な団体・機関等との協働により、本市の障がい者施策を総合的に進めていく必要があります。

国における近年の社会動向や本市の現状を踏まえ、本計画では、「バリアフリー環境の整備と心のバリアフリーの普及啓発」、「感染症拡大や災害発生時なども見据えた孤独・孤立対策」、そして「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」の３点を、重要課題として意識して本計画を推進します。

重要課題１　バリアフリー環境の整備と心のバリアフリーの普及啓発

国においては、共生社会の実現に向けた大きな二つの柱として、「心のバリアフリー」及び「ユニバーサルデザインのまちづくり」を「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（以下「行動計画」という。）として取りまとめ、行動計画の実行の加速化を図ってきました。

しかしながら、「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと（行動計画から）と定義されますが、比較的、新しい言葉であることから、その意味も含めて社会における浸透が進んでいるとは言えません。

一方、札幌市では、2022 年度（令和４年度）に新たにスタートした「第２次札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、目指すべき都市像の実現に向けて、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現【ユニバーサル（共生）】などを「まちづくりの重要概念」として定め、諸課題について、分野横断的に統合的な課題解決が図れるよう進めることとしています。

共生社会の実現に資する取組である「移動しやすい環境の整備」として、公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化のほか、多くの市民が「心のバリアフリー」について理解できるような取組を進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていくことが必要です。

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

【ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の概要】

1　基本的な考え方

○　障がいのある選手たちが圧倒的なパフォーマンスを見せる 2020 年東京パラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて人々の心の在り方を変える絶好の機会である。

○　障がいは個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映していくことが重要。

○　この機を逃さず、国民全体を巻き込んだ「心のバリアフリー」の取組を展開するとともに、世界に誇れるユニバーサルデザインのまちづくりを実現すべく取り組む。

○　障がいのある人に関する施策の検討及び評価に当たっては、障がい当事者が委員等に参画し、障がいのある人の視点を施策に反映させることとする。

2　心のバリアフリーの推進のポイント

○　障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。

○　障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。

○　自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

重要課題２　感染症拡大や災害発生時なども見据えた孤独・孤立対策

2020 年（令和２年）１月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼしており、地震・台風等の災害発生時も含め、特に障がいのある方など配慮を要する人々が大きな影響を受けています。

さらに、感染症拡大防止のため身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が推奨された中、オンライン活用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方で、コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える障がいのある方もいます。

国においては、人口減少や少子高齢化といった社会環境の変化や地域社会における人と人とのつながりの希薄化、さらには新型コロナウイルス感染拡大の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、孤独・孤立の問題が顕在化してきたことを踏まえ、2021 年（令和３年）12 月に「孤独・孤立対策の重点計画」を策定しました。

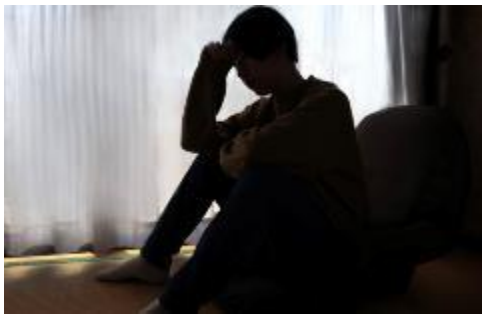

2023 年（令和５年）５月には「孤独・孤立対策推進法」が成立し、孤独・孤立状態にある方への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項等が定められ、札幌市においても、国が示す孤独・孤立対策の基本的考え方に基づき、感染症拡大や災害発生時なども見据えた取組を進めていく必要があります。

また、少子高齢化や核家族化の進展といった社会構造の変化により、「老々介護」や「ダブルケア」など、家族介護を取り巻く課題が多様化している中で、今後、家族介護者（ケアラー）にかかる負担は一層大きくなることが見込まれています。

北海道では、ケアラー支援に関する道民の理解を深め、介護に関する悩みや不安を抱える方を、それぞれの事情に合った支援につなぐことができるよう、「北海道ケアラー支援条例」を制定し、2022 年（令和４年）４月に施行しました。この条例に基づき、2023 年（令和５年）３月に策定された「北海道ケアラー支援推進計画」では、ケアラー支援に関する基本的な考え方や具体的な取組が示されるとともに、市町村においても、地域の実情に応じた相談支援体制を構築していくことが求められています。

札幌市においては、近年、ヤングケアラーが社会的課題となっていることを受け、2023 年（令和５年）１月に「ヤングケアラー支援ガイドライン」を策定しました。ヤングケアラーとその家族が置かれている状況は様々であり、家庭内の課題が複合化している場合もあります。支援にあたっては、家族全体が支援を必要としているとの理解のもとに、関係機関が連携して、事例ごとに各分野の支援策を組み合わせながら対応していくことが必要であることから、支援の在り方・姿勢も意識しつつ、子どもに関わる分野、障がい福祉・高齢福祉などケア対象者に関わる分野における分野横断的な連携体制を構築の上、ヤングケアラーの発見や支援に取り組むこととしています。

これらを踏まえ、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に関連した取組や障がいのある方が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障がいのある方に配慮したデジタル社会の実現に向けた取組、障がいのある方の家族などケアラー・ヤングケアラーの支援、災害対策基本法改正による個別避難計画の作成など本計画に掲げる多様な取組についても、非常時に障がいのある方が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めることが必要です。

北海道ケアラー支援推進計画

【北海道ケアラー支援推進計画の基本理念】

1　個人の尊重と孤立の防止
　ケアラーが個人として尊重され、ケアに関する悩みや負担を一人で抱え込まず、安心して暮らすことができるよう施策を推進する。
2　年齢や環境に応じた適切な支援
　ケアラーの年齢や立場、家庭環境などに応じた適切な支援が行われるよう施策を推進する。
3　相互連携による地域全体での支援
　道や市町村、関係機関、支援団体、民間事業者、地域住民が相互に連携を図りながら、地域社会全体でケアラーを支えるよう施策を推進する。
4　ケアラーとその家族への一体的な支援
　ケアを行うケアラー、ケアを必要とする家族の双方について、一体的に支援が行われるよう施策を推進する。
5　子どもらしい成長や学びへの影響に対する配慮
　ヤングケアラーへの支援は、本人の意向を踏まえつつ、子どもの権利擁護と教育の機会確保の観点から適切に行われるよう施策を推進する。

【北海道ケアラー支援推進計画の基本的施策】

1　普及啓発の促進
2　早期発見及び相談の場の確保
3　ケアラーを支援するための地域づくり

孤独・孤立対策の重点計画（国）

【孤独・孤立対策の基本理念】

1　孤独・孤立双方への社会全体での対応

○　孤独・孤立は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るもの。当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、社会全体で対応しなければならない。

○　一般に、「孤独」は主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的状態を指す。他方、「孤立」は客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す。

・　当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって様々であることに留意しつつ、当事者や家族等が「望まない孤独」及び「孤立」を対象に取り組む。

2　当事者や家族等の立場に立った施策の推進

○　孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境等によって多様。また、当事者のニーズや生活の基盤をおく地域の実情等も多様

○　その時々の当事者の目線や立場に立って、切れ目がなく息の長い、きめ細かな施策を推進する。加えて、当事者の家族等も含めて支援する観点からの施策を推進する。

3　人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

○　当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながっているという形で人と人との「つながり」を実感できることが重要

○　社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す。

○　行政機関において、既存の取組も活かして、分野横断的な対応が可能となる孤独・孤立対策の推進体制を整備した上で、住民組織やNPO等との連携・協働により、安定的・継続的に施策を展開する。

重要課題３　持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現

2015 年（平成 27 年）９月、国連サミットにおいて全会一致で採択されたＳＤＧｓは、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030 年（令和 12 年）を達成年限として、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されるものです。

「誰一人取り残さない」というＳＤＧｓの理念は、共生社会の実現に向け、札幌市が取り組む障がい者施策の推進と考えを一にするものであり、行政機関・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められています。

国においては、「障害者文化芸術推進法」の施行による、文化芸術活動を通じた障がいのある方の個性と能力の発揮及び社会参加のほか、「読書バリアフリー法」の施行により、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化を享受することができる社会の構築を進めています。

全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるとする「障害者基本法」の理念に則り、障がいのある方の権利擁護として、事業者に対して合理的配慮の提供を義務付けた改正「障害者差別解消法」の理解促進や障がいのある方への虐待防止の取組、障がいのある子どもの支援を進めるとともに、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するため、障がいのある方の文化芸術活動促進や読書バリアフリーの推進に関する取組を進めることが必要です。

障害者文化芸術推進法

【障害者文化芸術推進法の背景・目的と基本理念】

1　背景・目的

○　文化芸術は、これを創造・享受する者の障がいの有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす。

○　障がいのある方による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

→障がいのある方の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

2　基本理念

○　障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障がいのある方による文化芸術活動を幅広く促進

○　専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障がいのある方の作品であること等を踏まえ、障がいのある方による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化

○　障がいのある方による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与

○　障がいのある方による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない

・障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施

・文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

読書バリアフリー法

【読書バリアフリー法の背景・目的と基本理念】

1　背景・目的

○　視覚障がい者等（＝視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
→障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

2　基本理念

○　アクセシブルな電子書籍等（デイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障がい者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障がい者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること

○　アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること

○　視覚障がい者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

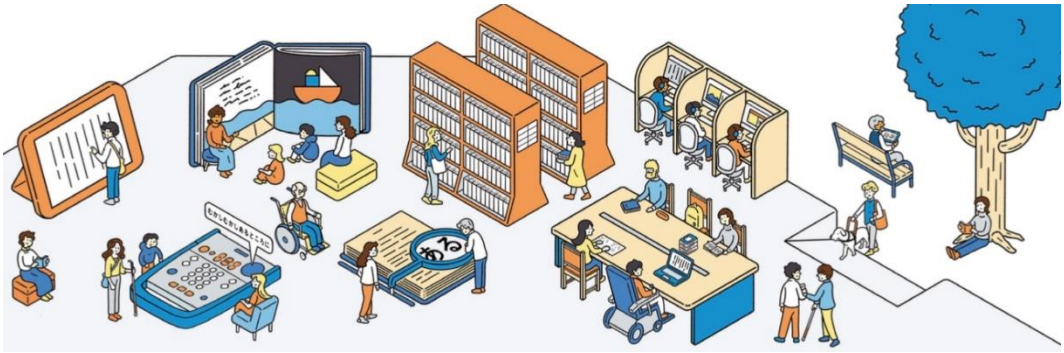

コラム③～支援者の声～

588 グラムと小さく生まれた息子には重い障がいが残りました。

息子がまだ小さい頃、障がい児がめずらしい時代だったのか、外出していると視線を感じたり、差別的な言葉が聞こえてきたりしました。家のすぐとなりが小学校でしたが、息子と同じ世代の子どもたちからも悲しい言動を感じたことがあり、しばらく外に出るのが怖くなってしまいました。息子を隠すように抱きかかえ、走って転んで怪我をしてしまったこともあります。

そんな時、となりの小学校と、息子の通う養護学校の、地域交流と言う交流の機会があることを知りました。となりの小学校は息子に障がいが無ければ、本来通う予定だった学校です。当時の担任の先生のお力添えもあり、地域交流に思い切って参加してみることにしました。

となりの小学校の校長先生もとても素晴らしい方でした。学習発表会の総練習の時、全校児童のいる体育館で息子のことを紹介してくださいました。「障がいがあって別の学校に通っていますが、皆さんと同じように頑張っているお友達です。」たくさんの拍手とあったかい笑顔に迎えられて、とてもありがたく嬉しかったです。

その後からは、息子を見かけるとみんな駆け寄って来て仲良くしてくれるようになりました。障がいのことをわかってもらえると、こんなに雰囲気が変わるのだと、心が明るくなりました。息子も同年代のお友達に囲まれてとても嬉しそうです。

最近は医療的ケア児がメディアに出ることも増えたので、少し変わったかなと思っていましたが、親の会の意見を聞くと相変わらず差別的な言動に悩んでいる声が聞かれます。障がいや病気で一般の人たちとは違って見えてもみんな一生懸命生きています。

障害者差別解消法、医療的ケア児支援法等が施行され、時代はどんどん進んでいます。今は札幌の街を車いすで走る人もたくさんいます。バリアフリーが進み、私たちの行くところも広がっています。心のバリアフリーも進んで、あったかい世界がどうか少しでも大きくなりますように。
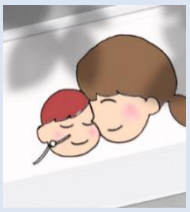
時崎　由美
・札幌地区重症心身障害児（者）を守る会　医療的ケア WG 副リーダー
・札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会　委員
・出産前はフリー司会者として活動
・令和２年保育士資格取得